

福山市公告第123号
2026年(令和8年)3月2日

入札説明書

(福山市市民活動総合補償制度業務)

2026年(令和8年)3月

福山市市民局まちづくり推進部
まちづくり推進課

目 次

1	入札公告日	1
2	競争入札に付する事項	1
3	入札参加資格	1
4	入札参加資格審査の申請手続	2
5	入札書の提出手続	3
6	入札書の作成方法	4
7	開札	4
8	入札の中止等	5
9	無効とする入札	5
10	落札候補者の決定	5
11	落札者の決定	6
12	契約書の作成	6
13	入札者に求められる義務	6
14	入札説明書等に関する質問	6
15	担当部署	6
16	契約手続等において使用する言語及び通貨	6
17	入札保証金及び契約保証金	6
18	予算成立条件	6

福山市市民活動総合補償制度業務に係る入札公告（福山市公告第123号）に基づく一般競争入札の実施については、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

2026年（令和8年）3月2日

2 競争入札に付する事項

（1）業務名

福山市市民活動総合補償制度業務

（2）履行の内容等

別に配布する仕様書等による。

（3）履行期間

2026年（令和8年）4月1日午前0時に始まり2027年（令和9年）3月31日午後12時に終わる。

（4）履行場所

福山市ほか

3 入札参加資格

入札に参加する資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。
- （2）福山市内に本店、支店又は営業所若しくは保険業法の規定により登録を受けた損害保険代理店を有する者であること。
- （3）福山市内に保険業務に精通した常勤の従業員を配置し、本業務の履行体制が組成できること。
- （4）保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200パーセント以上あること。
- （5）仕様書の条件を満たす金融庁の認可を得た商品を有していること。
- （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （8）入札公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。

- (9) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (10) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当していないこと。
- (12) 次のいずれの場合にも該当していないこと。
 - ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請の方法

競争入札に参加する者が必要な資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を直接持参により提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であることを証明する書類（写しを可とする。）
- ウ 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）を示す書類
- エ 本業務に係る保険約款等の書類（担保される内容を明示したもの）
- オ 印鑑証明書
- カ 入札参加資格審査申請及び契約締結等の手続を契約代理店が行う場合にあっては委任状（様式2）、および委任関係を証する書類（写しを可とする。）
- キ 福山市内で保険業務を行う従業員の名簿及びその従業員が保険業務に精通していること
のわかる取得免許証の写し
- ク 誓約書（様式3）
- ケ 福山市内で保険業務を行う契約代理店の市税の完納証明書
- コ 福山市内で保険業務を行う契約代理店の納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書）
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

1部とする。なお、提出した資格審査申請書等は返却しない。

(3) 申請時期

2026年(令和8年)3月2日(月)から3月23日(月)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、随時受け付ける。

(4) 入札参加資格の審査時期

入札参加資格は、入札実施後に、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者について審査を行い、落札決定を行う。なお、最低の価格をもって申込みを行った者の入札が当該審査により無効とされた場合は、次順位者以降について入札参加資格審査を行い、落札決定を行う。

(5) 申請書の入手先、提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課

TEL(084)928-1051(直通)

申請書は、福山市ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)からダウンロードすることができる。

5 入札書の提出手続

(1) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

ア 交付期間

2026年(令和8年)3月2日(月)から3月18日(水)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、随時交付する。

イ 交付場所

上記4(5)に同じ、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により請求すること。ただし、郵便又は信書便による請求の場合は、返信用封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札書の提出方法及び期限

入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、後記6により作成した入札書を、2026年(令和8年)3月23日(月)午前11時までに持参すること。

ただし、郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又はこれに準ずるものによるものとし、2026年(令和8年)3月19日(木)午後5時までに必着させること。

(3) 書留郵便等により入札書を提出する場合は、入札書を作成し、定型封筒(長形3号又は長形4号(JIS規格))へ入れて封印する。その封筒の表面に入札者の商号(名称)を記載し、「2026年(令和8年)3月23日開札 福山市市民活動総合補償制度業務に係る入札書 在中」と朱書すること。これを別の1つの封筒に入れて二重封筒とし、親展により提出先(後記(4))に宛て、入札書の提出期限(前記(2)ただし書)までに必着させなければならない。

(4) 提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課
TEL(084)928-1051(直通)

(5) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

(6) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前であっても、辞退届(所定の様式があるので、申し出ること。)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)すること。

イ 入札執行中であっても、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

6 入札書の作成方法

(1) 入札書の記入は、様式6によること。

(2) 代理人が入札する場合

代理人に入札させる場合は、入札前に委任状(様式2)を提出し、代理人の名前並びに代理人印とすること。

(3) 入札金額

ア 入札金額は、契約希望金額を記載すること。

イ 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書、本入札説明書、要綱及び取扱要領を十分考慮して入札金額を見積りものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書に記載する金額の見積りに当たっては、本業務に伴う保険料及び事務費等必要な費用を全て含めたうえで算出した金額を記載すること。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

2026年(令和8年)3月23日(月)午前11時00分

イ 場所

福山市東桜町3番5号

福山市役所 9階 東側多目的室

(2) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。(立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。)この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(3) 入札室には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(2)の立会職員以外の者は入室することができない。

(4) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

(5) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室す

ることができない。

(6) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

8 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。この場合における損害は入札者の負担とする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、福山市のホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) の「担当部署でさがす」→「まちづくり推進課」→「お知らせ」に掲載するので入札前に確認すること。

9 無効とする入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を修正した入札

(5) 入札書の提出後において、金額の訂正の必要がある入札

(6) 入札公告等において示した入札書の提出場所及び提出日時に到達しなかった入札

(7) 一般競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者の入札

(8) その他規則第 32 条に該当する入札

(9) その他入札の条件に反した入札

10 落札候補者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札候補者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

(3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

(4) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに再度又は再々度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、当該再度の入札には参加できないものとする。

(5) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。この結果、落札候補者がいない場合は、入札を打ち切る。

(6) 最低制限価格は設定しない。

1 1 落札者の決定

上記4により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

1 2 契約書の作成

- (1) 落札者が決定したときは、本市が指定した日までに保険証券を徴取するものとする。
- (2) 落札者が(1)を行わないときは、落札の決定を取り消す。また、落札決定を取り消されたものは、入札違約金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

1 3 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、入札公告等において求められた経済上及び業務上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び保険証券の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1 4 入札説明書等に関する質問

- (1) 本件提供に関して質疑がある場合は、様式4により文書で行うこと。照会先は次の15のとおり。
- (2) (1)の受付は、2026年(令和8年)3月2日(月)から3月13日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 質疑に対する回答は、2026年(令和8年)3月2日(月)から同月18日(水)までの間、適宜行う。

1 5 担当部署

720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市市民局まちづくり推進部まちづくり推進課
TEL(084)928-1051(直通)
電子メール machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

1 6 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

1 8 予算成立条件

この入札案件は、2026年(令和8年)3月議会で2026年度(令和8年度)歳入歳出予算の議決が得られなかったときは、取り消すものとする。